

神河町

こどもの発達支援に関する窓口情報等

■こどもの状態が、気になる場合の相談先(発達障害かもしれない)

	市町の相談窓口	電話番号
乳幼児期(0歳～5歳)	神河町健康福祉課	0790-32-2421
学童期(6歳～12歳)	神河町健康福祉課	0790-32-2421
思春期(13歳～15歳)	神河町健康福祉課	0790-32-2421

■発達障害の診断、治療、療育にかかる地域資源と問い合わせ先

	機関名	電話番号
○専門の相談機関	ケアステーション かんざき	0790-32-1910
○療育などの支援体制(機関)		
・育児教室、遊びの教室		
・保育所、幼稚園		
・学校(特別支援教育コーディネーター等)	各小学校、中学校	各小学校、中学校
・児童発達支援事業	健康福祉課	0790-32-2421
・放課後等デイサービス	健康福祉課	0790-32-2421
・児童発達支援センター	健康福祉課	0790-32-2421
・障害児等療育支援事業	ケアステーション かんざき	0790-32-1910
・発達障害親の会		
・その他		
○発達障害を診断・治療できる医療機関	1 ある ② ない (どちらかに○印を入れてください)	

■相談支援・発達支援の流れ

就学前は、各種健診、相談事業等を通じて個別相談に応じ必要があれば、療育や発達検査、診断につなげる。就学後は、年に2回にコーディネーター、ケアステーション等と巡回相談を通じ適切な支援、今後の方向性などについて検討する。発達障害を診断・治療できる期間は近隣にはないが、貴センターや神崎郡で実施している相談の場を通じ発達検査、医療につなげている。

■県立こども発達支援センター受診の際の代表窓口

所属課・係名	電話番号
神河町役場 健康福祉課	0790-32-2421

■発達障害支援にかかる市町のホームページアドレス

<https://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>(発達障害支援に特化したものではありません)